

## 京都市へき地高等学校生徒教育補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、生計を一にする家族の生活の本拠となる自宅が別表1に掲げる通学区域内又は別表2に掲げる地域にあり、高等学校に通学するために自宅から離れて寄宿する高等学校生徒（以下「自宅外通学者」という。）の就学を奨励するための補助金の交付に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 この要綱に基づく補助金は、へき地に居住する生徒の高等学校への就学を奨励するため本市が設置していた「京都市北辰寮」（平成7年4月廃止）に代わる措置と位置付け、交付するものである。

### (交付対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する生徒の保護者（親権を行使する者、未成年後見人その他これらに類するものとして別に定める者で、申請時において現に別表1に掲げる学校の通学区域又は別表2に掲げる地域に居住する者のことをいう。以下同じ。）とする。ただし、当該生徒が民法上の成人となっている場合には本人とする。

- (1) 本市区域内に寄宿している自宅外通学者で、現に高等学校に在学し、かつ、通学している者
- (2) 寄宿場所の借上げの対価（以下「家賃」という。）の負担がある者
- (3) 別表1に掲げる学校を卒業した者又はその他の中学校（義務教育学校の後期課程を含む）を卒業し、卒業時に別表2に掲げる地域に居住していた者
- (4) 現に通学する高等学校に在学する期間（現に通学する高等学校に入学（編入学、転入学及び再入学を含む。以下同じ。）する前に当該高等学校と異なる高等学校に在学していた場合は、その在学期間を通算し、留学又は休学していた場合はその期間を除く。）が当該高等学校の定める修業年限に12を乗じた月数以内である者

### (補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、家賃のみとする。

2 家賃は、共益費、光熱水費、敷金等の入居時の一時金及び更新料を含まない。

### (補助金の額)

第4条 補助金の額は、前条に掲げる補助対象経費の範囲内で、別表3の額を上限とする。

### (補助金の支給方法)

第5条 条例第21条の規定による補助金の交付は、毎年4月から翌年3月までの12月分を一括して交付するものとする。

(交付の申請)

第6条 条例第9条に規定する申請書は、第1号様式とする。

2 条例第9条に規定する市長等が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 居住証明書(第2号様式)
- (2) 家賃相当額負担証明書(第3号様式)
- (3) 高等学校の入学許可書又は在学証明書
- (4) その他総務部長が必要と認める書類

(実績報告)

第7条 条例第18条に規定する実績報告書は、第4号様式とする。

2 条例第18条に規定する市長等が定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 家賃相当額受領証明書(第5号様式)
- (2) 交付対象者の高等学校の在学証明書又は卒業証明書
- (3) その他別に定める書類

3 前2項の書類は、補助金の交付決定があった年度の3月31日までに提出しなければならない。

(異動報告)

第8条 条例第14条に規定するもののほか、住所の変更、転学等の事由により、補助金の額に変更を生じる場合は、速やかに報告しなければならない。

(補則)

第9条 この要綱において別に定めることとされている事項及びこの要綱の施行に関し必要な事項は、総務部長が定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 この改正による改正前の京都市へき地高等学校生徒教育補助金交付要綱(以下

「改正前の要綱」という。)の適用を受けていた者にあつては、この改正による改正後の京都市へき地高等学校生徒教育補助金交付要綱第2条第1項の規定を適用せず、改正前の要綱第2条第1項の規定を適用するものとする。

附 則

(実施期日)

1 この改正は決定の日から実施する。

(適用区分)

2 この改正後の京都市へき地高等学校生徒教育補助金交付要綱は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から実施する。

別表 1（第 2 条関係）

| 学校名        |
|------------|
| 京都市立花背小中学校 |
| 京都市立宕陰小中学校 |

別表 2（第 2 条関係）

|        |                                                                                                         |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 京都市北区  | 小野下ノ町、小野中ノ町、小野上ノ町、小野宮ノ上町、小野岩戸、小野水谷、小野笠谷、大森芦堂町、大森稲荷町、大森大谷、大森菖蒲、大森中町、大森中山、大森西町、大森東町、雲ヶ畑出谷町、雲ヶ畑中津川町、雲ヶ畑中畑町 |
| 京都市左京区 | 久多下の町、久多川合町、久多中の町、久多上の町、久多宮の町、大原大見町、大原尾越町                                                               |

別表 3（第 4 条関係）

## 1 賃貸借契約が明文化されている場合

## (1) 全員が交付対象者の場合

## ア 1 人目の交付対象者

(ア) 要保護・準要保護に相当する生徒（当該年度の 4 月 1 日時点。以下同じ。）  
月額 50,000 円

(イ) それ以外の者  
月額 30,000 円

## イ 2 人目以降の交付対象者

(ア) 要保護・準要保護に相当する生徒  
月額 25,000 円

(イ) それ以外の者  
月額 15,000 円

## (2) 交付対象ではない兄弟と同居する場合

（いずれも交付対象者 1 人当たり）

(ア) 要保護・準要保護に相当する生徒  
月額 25,000 円

(イ) それ以外の者  
月額 15,000 円

## 2 賃貸借契約が明文化されていない場合（親戚や知人宅、寮への寄宿等）

（いずれも 1 人当たり）

(ア) 要保護・準要保護に相当する生徒  
月額 25,000 円

(イ) それ以外の者  
月額 15,000 円

## 3 自ら生計を営む兄弟又は親戚等と同居し、当該生徒の生計が同居の兄弟又は親戚等と一のものとして認められる場合、原則として当該生徒は交付対象者とししない。

## 4 月途中の転居等に伴い、当該月に 2 つ以上の寄宿先の家賃を負担している場合は、高い方の家賃を基に算定する。

## 5 交付対象者に該当する期間が、その月の 15 日以上であるときはその月の家賃の 1 箇月分に相当する額、15 日未満であるときは 2 分の 1 箇月分に相当する額を基に算定する。

（あて先） 京都市長

申請者の住所

申請者の氏名

年度京都市へき地高等学校生徒教育補助金交付申請書

年度京都市へき地高等学校生徒教育補助金について、下記のとおり交付されるよう申請します。

1 申請額                      ¥

2

| 出身中学校<br>または地区 | 生徒氏名 | 補助事業に要す<br>る費用の総額<br>(家賃相当額) | 申請額<br>(年額) | 申請額内訳 |
|----------------|------|------------------------------|-------------|-------|
|                |      |                              |             |       |

## 居 住 証 明 書

当該生徒氏名 \_\_\_\_\_

上記の者は、

\_\_\_\_\_  
(寄宿先の所在地)

に居住していることを証明します。

年 月 日

(あて先) 京 都 市 長

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

当該生徒との関係（管理人・賃貸人・親戚等）

\_\_\_\_\_

補助金認定の審査の関係上、在学高校に居住地を照会させていただくか、  
もしくは寄宿先に担当者が訪問させていただく場合もありますので、その旨  
ご了承ください。

## 家賃相当額負担証明書

生徒の氏名 \_\_\_\_\_

保護者の氏名 \_\_\_\_\_

上記の者は、下記のとおり家賃相当額を負担していることを証明します。

（あて先）京 都 市 長

年 月 日

家賃相当月額 \_\_\_\_\_ 円

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

当該生徒との関係（管理人・賃貸人・親戚等）

\_\_\_\_\_

※ 賃貸借契約書がある場合は、その写しを添付してください。

第 4 号様式（第 7 条関係）

## 京都市へき地高等学校生徒教育補助金実績報告書

|                                        |              |            |                |
|----------------------------------------|--------------|------------|----------------|
|                                        |              | 整理番<br>号   | ※              |
| (あて先) 京都市長                             |              | 年 月 日      |                |
| 報告者（保護者）の氏名                            |              | 当該生徒との続柄   |                |
| 報告者（保護者）の住所<br><br>(電話 — — )           |              |            |                |
| 京都市補助金等の交付等に関する条例第 18 条の規定により実績を報告します。 |              |            |                |
| 当該生徒の氏名                                |              | 出身中学校または地区 |                |
| 補助事業に要する費用<br>の総額<br><br>円             | 申請額<br><br>円 |            | 申請額内訳<br><br>円 |

※印の欄には、記入しないでください。

## 家賃相当額受領証明書

生徒の氏名 \_\_\_\_\_

保護者の氏名 \_\_\_\_\_

上記の者から、下記のとおり家賃相当額を受領しました。

年 月 日

家賃相当月額 \_\_\_\_\_ 円 × \_\_\_\_\_ 箇月分

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

当該生徒との関係（管理人・賃貸人・親戚等）

\_\_\_\_\_

（あて先）京 都 市 長